

6月から技術者配置の金額要件が1.33~1.4倍にUP。これから新しい一覧表をお届けします。住宅瑕疵担保履行法による最近6ヵ月間に引き渡した新築住宅の届出は、4/21(木)までです。



「年金が受け取れなくなる事態を防止し

年金額の減額を軽減するために…手続きを！との案内が年金事務所から来たが、何？」との相談がありました。国民年金(平均月約5万円)の事で、厚生年金加入者の妻は3号被保険者として掛金は免除されていますが、夫が退職等で厚年から外れると妻は掛金納付義務のある1号被保険者への切替手続きをしなければなりません。これを忘れて

いたために生じた「未納期間」について特例として「納付した期間」と見なし年金を支給してきたが、2年後には通常に戻し減額する事に。そこで①未納期間を特定期間にする届出②その期間の内50~

少ない年金 さらに減額 **月4.5万** で生活は？ **円** 持続可能？

59才の掛金(月1万5千円程)納付で年金の減額を軽減

できるかも?…との案内です。減額は最高10%(平均月5千円)といえますから、仮に通常で20%減額が15%に軽減できても掛金納付の

メリットはない。よく考えて!…という内容です。



「知り合いの税理士に株式会社の設立を頼み合せて個人としての建設業許可を法人に変えて貰おうとしたら難しい事ばかり言われる…公共工事の入札も近々予定されており、何とかならないものか…」と、別の税理士を介してA氏から

法人成りと **許可空白** の1ヵ月! **入札資格…** に注意!

新規の許可申請は個人の許可の廃業届と同時に③個人の資格を法人に引き継ぐには個人事業主→法人の代表者で資本金の1/2以上を出資④個人の営業債権と債務の一切を引継ぐ⑤法人設立日を基準日とする経審を受ける…等で、法

人への新規の許可が下りるのに約1ヵ月かかる事を考えると、設立日は梅雨時など公共工事の発注が少なくなる時期にする事が賢明と言えます。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。